

(1) 災害対策基本法の概要

1 【総則】：防災に関する責任の明確化

災害の定義・・・自然災害、事故災害
国・都道府県・市町村・指定公共機関・住民の責務

2 【防災に関する組織】：総合的防災行政の整備

	平 時	災 害 時
国	中央防災会議	非常災害対策本部 緊急災害対策本部
地方	都道府県防災会議 市町村防災会議	災害対策本部

3 【防災計画】：計画的防災行政の整備

中央防災会議	防災基本計画
指定行政機関・指定公共機関	防災業務計画
都道府県（市町村）防災会議	地域防災計画

4 【災害予防】：災害の発生を未然に防止

防災組織の整備義務：災害予防責任者による防災に関する整備義務
防災訓練の実施義務：防災訓練の実施、従業員の訓練参加義務
物資・資材の備蓄義務：災害時に必要な物資等の備蓄 等

5 【災害応急対策】：災害の発生の防御、災害の拡大の防止

出動命令：消防、水防団への出動命令、警察等への出動要請等（市町村長）
被害状況報告：市町村 都道府県へ
都道府県 内閣総理大臣へ
避難の指示：立ち退きの勧告・指示（原則市町村長）
警戒区域の設定：区域の立入制限、禁止、退去等（原則市町村長）
応急公用負担(物的)：工作物の使用、物件の使用・収用等（原則市町村長）
応急公用負担(人的)：医療、土木建築工事、輸送関係者への従事命令等（原則市町村長）
交通規制：通行の制限、禁止等（都道府県公安委員会、警察官等）

6 【災害復旧・財政金融措置】：災害復旧に係る財政等の特例措置

国の負担金又は補助金の早期交付
激甚災害に対処するための財政援助

7 【災害緊急事態】：異常かつ激甚な災害の場合

内閣総理大臣：災害緊急事態
内閣：政令により金銭債務支払等の延期措置